

## 2 採点基準

採点にあたっては、総合点の高い事業から順に採択する。

また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業はを辞退事業者に代わり採択するものとする。

### 【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

【配点：20点】 【配点：10点】

優れている	20	10
やや優れている	16	8
普通	12	6
やや劣る	8	4
劣る	4	2

◇府内企業は、以下の基準により採点

【配点：5点】

本拠（本社）が京都府内に所在している。	5
業務推進の拠点（支店等）が府内に所在している。	3
上記以外で府内在住者を雇用	2
上記以外	0

◇経費は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点以下第3位を切り捨てる。	
上限価格を超過	無効